

中央区移動支援事業 処遇改善加算のご案内

中央区の移動支援事業に従事する職員の賃金向上を促進するため、**処遇改善**に係る**加算**を行います。

- 対象**
- ①中央区に移動支援事業所として登録を行う事業所
 - ②処遇改善計画書及び処遇改善実績報告書の届出を行う事業所

要件 障害者総合支援法に基づく居宅介護における「福祉・介護職員等処遇改善加算II」に準拠（令和8年5月まで40.2%、令和8年6月から令和9年3月まで43.1%）

加算額

毎月の移動支援基本報酬に加算
＜算定方法＞※単位等は令和8年度
例 23区の事業所が30分の支援をした場合（身体介護あり・利用者負担額0円）
【基本報酬】 256単位
【処遇改善加算】 ※小数点以下は切り捨て
令和8年5月まで 256単位×40.2%(加算率) = 102単位
令和8年6月から 256単位×43.1%(加算率) = 110単位
【支払額】 ※1円未満は切り捨て
令和8年5月まで (256単位+102単位)×11.2(地域単価) = 4,009円
令和8年6月から (256単位+110単位)×11.2(地域単価) = 4,099円
※利用者負担額がある場合は支払額の1割（負担上限月額まで）

- 届出の流れ**
- ① 中央区処遇改善計画書の提出 ※毎年度、加算開始月の月末まで
障害者総合支援法に基づく居宅介護の福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している場合、都道府県に提出した「福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書」の写しも合わせて提出してください。
 - ② 中央区処遇改善実績報告書の提出 ※毎年度、翌年7月末まで
障害者総合支援法に基づく居宅介護の福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している場合、都道府県に提出した「福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善実績報告書」の写しも合わせて提出してください。

＜注意＞

- ※1 移動支援事業のサービス提供を行う場合は、あらかじめ区に事業所登録を行う必要があります。事業所登録していない事業所は必ず登録をしてください。登録の手続き等については、ホームページをご覧ください。
- ※2 毎月の請求や支援内容、事業者の指定基準等に関することは、ホームページ掲載の「中央区障害者個別移動支援事業ガイドライン」をご覧ください。
- ※3 処遇改善計画書及び処遇改善実績報告書の様式はホームページからダウンロードしてください。



↑登録について (HP)



↑ガイドライン (HP)



↑計画書等の様式 (HP)